

1. 改正の概要

・多国籍企業グループによる所得の国際分散に対する適正な移転価格課税を実現するため、以下の文書の提出が義務付けられます。

| 文書名 | 文書の目的 | 主な報告項目 | 提出・作成義務者 | 提出義務の免除規定 | 提出・作成期限 | 使用言語 | 適用時期 | 備考 |
|----------|--|--|------------------|---|--|---------|------------------------------|------------|
| 国別報告書 | 国別の所得、納税額、経済活動のグローバルな配分に関する情報を記載する | <ul style="list-style-type: none"> 収入、税引前利益等の財務情報 役務提供、利息等のグループ内取引 従業員数 主要事業 等 | 原則、最終親会社である内国法人 | 直前事業年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループは免除 | 最終親会社の事業年度終了後1年以内に提出 | 英語 | H28.4.1以後に開始する最終親会社の事業年度から適用 | e-Taxによる提出 |
| マスターファイル | 多国籍企業グループの全体像を示す | <ul style="list-style-type: none"> グループ組織図 事業概要 無形資産 グループ内金融活動 グループ全体の財務・納税状況 等 | 多国籍企業グループ所属の内国法人 | 直前事業年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループは免除 | 最終親会社の事業年度終了後1年以内に提出 | 日本語又は英語 | H28.4.1以後に開始する最終親会社の事業年度から適用 | e-Taxによる提出 |
| ローカルファイル | 個々の関連者間取引に関する財務情報や比較可能性分析、最適な移転価格算定手法を記載する | <ul style="list-style-type: none"> 組織図 経営戦略 重要な関連者間取引 移転価格算定の根拠 財務諸表 等 | 国外関連取引を行った法人 | 「①前期の取引金額50億円未満」、かつ、 「②前期の無形資産取引金額が3億円未満」である国外関連者との取引は作成免除 | <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の提出期限までに作成 税務当局への提出は不要 なお、税務当局から提出が求められた場合において、45日以内に提出できないときは、推定課税の対象となる | 日本語 | H29.4.1以後に開始する事業年度から適用 | 7年間の保存義務 |

用語の定義:

・多国籍企業グループ = 税務上の居住地が異なる2以上の企業を含む連結グループ、 なお、規模の重要性を理由に連結の範囲から除外された企業も含む

・最終親会社 = 最上位の連結親会社

・国外関連者 = 法人との間に、持株関係等の支配関係がある外国法人

・国外関連取引 = 国外関連者との間の取引

2. 実務上の留意点

- ・ ローカルファイルは確定申告書の提出期限までに作成しなければならない。国別報告書やマスターファイルと比べて作成期限が短いため、留意する必要がある。
- ・ ローカルファイルは、税務当局への提出は不要だが、次の場合には税務当局が推定課税を行うことができる。
(作成・保存義務のある国外関連取引の場合)
 - ・ 税務当局からローカルファイルの提出を求められた場合において、45日以内で指定された日までに提出できなかったとき
 - ・ 税務当局から独立企業間価格を算定するための重要な書類の提出を求められた場合において、60日以内で指定された日までに提出できなかったとき
(作成・保存義務のない国外関連取引の場合)
 - ・ 税務当局からローカルファイルに相当する資料等に関して独立企業間価格を算定するための重要な書類の提出を求められた場合において、60日以内で指定された日までに提出できなかったとき
- ・ 国別報告書・マスターファイルは、e-Taxによる提出が必須である。
- ・ マスターファイルは最上位の親会社が作成し、他のグループ企業に提供することが想定される。親会社がマスターファイルを作成しない場合は、どのようにマスターファイルを準備するか検討が必要である。
- ・ 文書の提出ができない場合の罰則規定が設けられることとなっている。

3. 今後の注目点

- ・ 提出義務の免除要件である連結総収入金額の定義については、今後、法案や政令等を確認する必要がある。
- ・ 持分法適用会社が多国籍企業グループの範囲に入るかどうかについては、今後、法案や政令等を確認する必要がある。